

# 茨城県単土地改良事業補助金交付要項

昭和53年2月10日  
茨城県告示第152号

改正 昭和53年 4月17日告示第 492号 昭和54年11月12日告示第1643号  
昭和55年 1月10日告示第 4号 昭和56年10月26日告示第1534号  
昭和57年10月 4日告示第1332号 昭和57年10月12日告示第1377号  
昭和59年 6月28日告示第 894号 昭和59年 9月13日告示第1139号  
昭和60年 5月 7日告示第 745号 昭和60年 5月23日告示第 839号  
昭和60年 8月 8日告示第1160号 昭和62年11月19日告示第1553号  
昭和63年 6月30日告示第 935号 平成 3年 9月12日告示第1030号  
平成 6年 8月25日告示第 984号 平成 9年 1月30日告示第 91号  
平成 9年10月 2日告示第1053号 平成12年 7月13日告示第 856号  
平成14年 8月 8日告示第 947号 平成16年 7月29日告示第1110号  
平成21年 3月30日告示第 451号 平成30年 4月 2日告示第 443号  
令和 2年12月17日告示第1290号

茨城県単土地改良事業補助金交付要項を次のように定める。

(趣旨)

**第1条** 知事は、農業生産基盤の整備及びやすらぎとうるおいのある快適な農村空間の形成を図るため、単土地改良事業（別表に掲げる事業をいう。）に要する経費に対し、予算の範囲において、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、土地改良事業団体連合会、その他知事が適当と認める者（以下「土地改良区等」という。）又は市町村に補助金を交付するものとし、当該補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(補助事業、補助率等)

**第2条** 規則第2条第2項に規定する補助事業及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 農業生産基盤整備事業（山間急傾斜地帯型）にあつては、土地改良区等が行う当該事業に要する経費に対し62.5パーセント（水田のほ場整備にあつては65パーセント）以上の補助金を交付する市町村又は事業に要する経費の37.5パーセント（水田のほ場整備にあつては35パーセント）以内の地元負担金等を徴して当該事業を行う市町村。
- (2) 農業生産基盤整備事業（ため池整備型）にあつては、土地改良区等が行う当該事業に要する経費に対し70パーセント以上の補助金を交付する市町村又は事業に要する経費の30パーセント以内の地元負担金等を徴して当該事業を行う市町村。
- (3) 前2号に掲げる事業以外の事業にあつては、当該事業を行う土地改良区等又は市町村。

(補助金の交付申請)

**第3条** 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、各事業主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があるときには、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定の通知)

**第4条** 規則第7条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものと

する。

(着手届)

**第5条** 補助金交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、工事に着手したときは、工事着手届(様式第3号)を速やかに知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

**第6条** 知事は、補助事業遂行上必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、別に定める期日までに概算払申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

3 前項の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、第10条の規定による実績報告書を提出する際に、併せて概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号)を提出して精算しなければならない。

(変更の承認)

**第7条** 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(第8条に規定する軽微な変更を除く。)をしようとするときは、変更承認申請書(様式第5号)を提出し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された変更承認申請書の内容を審査し、相当と認めるときは、変更承認通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(軽微な変更)

**第8条** 規則第6条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、地区ごとに次に掲げる変更以外の変更とする。ただし、別表の型欄の14に掲げる事業に係るものにあつては、第2号の変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体の変更
- (2) 補助金の額の増減
- (3) 工事費から事務費への経費の額の流用
- (4) 工事費のうち工事雑費以外の経費から工事雑費への経費の額の流用
- (5) 工種別の事業量の30パーセントを超える増減
- (6) 工種の新設、変更又は廃止

(状況報告)

**第9条** 補助事業者は、補助金交付決定に係る年度の12月31日現在において当該事業の遂行状況報告書(様式第7号)を作成し、当該年度の1月10日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

**第10条** 補助事業者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定のあつた年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第8号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした者は、前項の実績報告書を提出する場合において、同項ただし書に該当した各事業主体について当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときには、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額(前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書(様式第9号)により速やかに報告し、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(検査及び補助額の確定)

**第11条** 知事は、前条の実績報告書を受領したときは、速やかに確認検査(内容の審査及び現地調査)を行い、交付すべき補助金の額を確定し補助金確定通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者立会のうえ随時に検査を行うことができる。

3 知事は、前2項の規定による検査を行うに当たり必要があると認めるときは、補助事業者立会のうえ工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 補助事業者は、前3項の規定による検査に要する費用及び検査の結果生じた費用を知事に請求することはできない。

(財産の指定)

**第12条** 規則第20条第2号及び第3号の知事の定める財産は、それぞれ1件の取得価格50万円以上のものとする。

2 補助事業者は、知事が別に定める期間内において前項の財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けた場合はこの限りではない。

(帳簿等の保存)

**第13条** 補助事業者は、補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業完了年度の翌年度から5年間整理保存しなければならない。

## 付 則

1 この告示は交付の日から施行し、昭和52年度から適用する。

2 次の各号に掲げる規定及び要項は廃止する。

(1) 茨城県土地改良事業補助金交付規程(昭和37年茨城県告示第316号)

(2) 茨城県山間急傾斜地帯単土地改良事業補助金交付規程(昭和39年茨城県告示第514号)

(3) 茨城県ため池整備事業補助金交付規程(昭和44年茨城県告示第190号)

(4) 茨城県畑地協業基盤整備事業補助金交付規程(昭和44年茨城県告示第1433号)

(5) 茨城県用水障害対策事業補助金交付要項(昭和50年茨城県告示第724号)

3 この告示施行の際、現に前項各号に掲げる規程及び要領によりなされた申請、報告、届出等は、すべてこの要領によりなされたものとみなす。

4 この告示による廃止前の茨城県土地改良事業補助金交付規程に基づき実施している国補事業である農道舗装事業、暗渠排水事業及び畑地総合整備事業に係る補助率については、従前の補助率に5パーセントを加えた率とする。

**付 則**(昭和53年告示第492号)

1 この告示は、昭和53年度から適用する。

2 この告示による改正後の茨城県土地改良事業補助金交付要項別表第27水田高度利用特別対策事業の項は、昭和56年3月31日までに交付決定した補助金に限り、適用する。

**付 則**(昭和54年告示第1643号)

この告示は、昭和54年度の事業から適用する。

**付 則**(昭和55年告示第4号)

この告示は、昭和55年度の事業から適用する。

**付 則**(昭和56年告示第1534号)

この告示による改正後の茨城県土地改良事業補助金交付要項の規程は、昭和56年度の事業から適用する。

**付 則**(昭和57年告示第1332号)

この告示は、昭和57年度の事業から適用する。

**付 則**(昭和57年告示第1377号)

この告示による改正後の茨城県土地改良事業補助金交付要項の規程は、昭和57年度の事業から適用する。

**付 則**(昭和59年告示第894号)

この告示は、公布の日から施行する。

**付 則**(昭和59年告示第1139号)

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の茨城県土地改良事業補助金交付要項は、昭和59年度以後の新規採択に係る事業について適用する。

**付 則**(昭和60年告示第745号)

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の茨城県土地改良事業補助金交付要項の規程は、昭和60年度の事業から適用する。

**付 則**(昭和60年告示第839号)

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の茨城県土地改良事業補助金交付要項の規程は、昭和60年度の事業から適用する。

**付 則**（昭和60年告示第1160号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の茨城県土地改良事業補助金交付要項の規程は、昭和60年度の事業から適用する。

**付 則**（昭和62年告示第1553号）

この告示は、公布の日から施行する。

**付 則**（昭和63年告示第935号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の茨城県土地改良事業補助金交付要項の規程は、昭和63年度の事業から適用する。

**付 則**（平成3年告示第1030号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の茨城県土地改良事業補助金交付要項の規程は、平成3年度の事業から適用する。

**付 則**（平成6年告示第984号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の茨城県土地改良事業補助金交付要項の規程は、平成6年度の事業から適用する。

**付 則**（平成9年告示第91号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の茨城県土地改良事業補助金交付要項の規程は、平成8年度の事業から適用する。

**付 則**（平成9年告示第1053号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の茨城県土地改良事業補助金交付要項は、平成9年度の事業から適用する。

**付 則**（平成12年告示第856号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の茨城県土地改良事業補助金交付要項は、平成12年度の事業から適用する。

**付 則**（平成14年告示第947号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の茨城県土地改良事業補助金交付要項は、平成14年度の事業から適用する。

**付 則**（平成16年告示第1110号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の茨城県単土地改良事業補助金交付要項は、平成16年度の事業から適用する。

**付 則**（平成21年告示第 451号）

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

**付 則**（平成30年告示第 443号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の茨城県単土地改良事業補助金交付要項は、平成30年度の事業から適用する。

**付 則**（令和2年告示第1290号）

この告示は、公布の日から施行する。